

社会福祉法人雪野会 役員等報酬規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人雪野会（以下「法人」という。）の評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第 2 条 法人の役員等に支給すべき報酬は、日額 5,000 円とする。

ただし、研修の場合は、無報酬とする。

2 定款第 21 条の規程及び評議員選任・解任委員会運営細則第 5 条の定めにより、理事及び監事及び評議員選任・解任委員に対して、各年度の総額が、400,000 円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

3 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(旅 費)

第 4 条 役員等が職務を行うため国内旅行をしたときは、社会福祉法人雪野会 旅費規程の例により支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等について、その執務した日数に応じ報酬を支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、法人の指定する金融機関であって、本人名義の口座に振込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給することができる。

(公 表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。社会福祉法人雪野会役員等報酬及び旅費に関する規程（平成 11 年 4 月 1 日制定）は廃止する。